

短期集中サービス・住民主体サービス利用について

ケアマネジメントAの利用者の場合の注意点

1 ケアプランの作成

・作成済みケアプランがある場合は追記が可能

(認定期間や評価時などタイミングによっては再作成・新規作成)

【追記内容】

- ①サービスの必要性（根拠）・目標
- ②支援計画（具体的な支援内容・サービス名・利用期間）
- ③週間サービス計画

【追記する帳票】

東京都様式の場合（B表・C表・D表）

すこやか生活プランの場合（A表・豊島区アセスメントシート表裏・D表）

短期集中サービス・住民主体サービス利用について

ケアマネジメントAの利用者の場合の注意点

2 サービス担当者会議の開催

- ・ケアマネジメントAの場合、原則開催する。

【例外】

通所型C：事業所が開催する会議に参加する。

- ・開始時「目標確認会議」・終了時「評価会議」の2回
- ・参加者 本人・事業所・担当ケアマネジャー
(担当ケアマネジャーが参加できない場合は担当包括職員)

通所B：サービス担当者会議は不要